

# 一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）

令和8年4月1日  
中野市農業協同組合

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

## 2. 目標と対策

（次世代法・女性活躍推進法）

**【目標1】** 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得する。

女性職員・・・取得率を100%とする。

<対策>

・令和8年4月～

- ① 育児休業取得に対して職場内での理解を得るため、継続的に職員への周知を行う。
- ② 取得しやすい職場環境整備の検討を行う。

（次世代法）

**【目標2】** 「ノー残業デー」の徹底による所定外労働の5%削減

<対策>

・令和8年4月～

- ① 毎月2回の「ノー残業デー」の徹底。1日（但し、休日の場合は翌営業日）と組合員訪問日の前日（但し、休日の場合は前営業日）
- ② 管理職への「ノー残業デー」の周知ならびに啓発を毎月実施する。
- ③ 付き合い残業の廃止

（女性活躍推進法）

**【目標3】** 管理職に占める女性労働者の割合を10%以上とする

<対策>

・令和8年8月～

経営層や管理職を対象に、女性活躍に関する意見交換の実施

・令和9年1月～

管理育成研修の見直し

・令和9年10月～

管理職候補の女性職員及びその上席者を対象に今後のキャリアプランに関する面接の実施